

総務省 規制の事前評価書

(消防活動阻害物質の追加)

所管部局課室名：消防庁危険物保安室

電話番号：03-5253-7524

e-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

評価実施時期：平成28年6月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

消防法上（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の消防活動阻害物質は、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」をいい、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている（法第9条の3第1項）。これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。

このことから、消防法令では、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、消火活動に重大な支障を生ずるおそれを有すること等一定の要件を満たすものを消防法上の消防活動阻害物質として定めている（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10、同令別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号））。

消防庁では、平成27年度に「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）を開催した。当該検討会において、流通実態を考慮しつつ、加熱による有害な蒸気の発生に伴う人体への影響の危険性の評価をした結果、「シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）」を新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定することが適当とされたことを受け、改正を行うものである。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

① 新設又は改廃の目的

「シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）」を貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を消防機関が事前に把握することで、より迅速かつ適切な消防活動の実施を可能とし、火災発生時の消防機関の活動の負担を軽減することを目的とする。

② 新設又は改廃の内容

流通実態や人体への影響等を勘案し、「シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）」を新たに消防法上の消防活動阻害物

質に指定する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者に課されることとなる届出義務について、一定の周知期間（約6ヶ月を予定）を設ける。

③新設又は改廃の必要性

「シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）」は、加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生する危険性を有している。そのため、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を消防機関が事前に把握することにより、当該施設等で火災が発生した場合に、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発しあるいは有毒ガス等が発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害を生ずる危険を防止する必要がある。

(3) 関連する主要な政策：

国民生活と安心・安全 政策 19「消防防災体制の充実強化」

(4) 根拠法令

- ・ 消防法第9条の3（圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出）
- ・ 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項第6号、別表第2（18）

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・ 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令第2条（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵又は取り扱う旨の届出を行う必要があるが、届出に係る事務費用・交通費等、必要な費用は限定的である。

② 行政費用

消防機関に届出があった場合、消防機関には消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防法上の消防活動阻害物質が指定されても、現在指定されている、同等の性質を有する他の消防法上の消防活動阻害物質の特性を参考として対策を講じることができ、現行体制で対応可能と考えられるため、人員という観点からは新たな負担は限定的である。また、新たに消防法上の消防活動阻害物質が指定されることに伴う周知等を行う必要が生じるが、現行の業務の一環で行える部分もあり、新たな負担は限定的である。

③ その他の社会的費用

特になし。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、迅速かつ適切な消火活動を行う

ことを通じて、火災発生時の事業者及び従業員等の生命、身体及び財産の保護並びに隣接建物への延焼の防止を図ることができるという便益が生じる。

②行政便益

消防機関が当該物質の所在を事前に把握することで、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。その結果、消火活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止して、火災発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となるという便益が発生する。

③その他の社会的便益

消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、迅速かつ適切な消火活動を行うことを通じて、火災発生時の付近住民への生命、身体及び財産の保護を図ることができるという便益が生じる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

消防法上の消防活動阻害物質の規制においては、規制に係る届出等の事務を市町村が自治事務として行い、基準や対象とする範囲、手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。

今回の規制は、学識経験者や関係団体等の参画を得て消防庁において開催した検討会における調査・分析の結果、必要な安全対策として合意を得たものであり、その水準は合理的なものであると考えられる。

規制の見直しに伴う費用については、消防機関が現行体制のまま対策を講ずることができるため新たな費用負担は限定的となる一方、当該規制により消防機関が事前に消防法上の消防活動阻害物質の所在を把握することで、より迅速かつ適切な消防活動の実施が可能となり、火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減を図ることができる。また迅速かつ適切な消火活動を通じて火災発生時の事業者、従業員や付近住民等の生命、身体及び財産の保護及び隣接建物への延焼の防止を図ることができるという便益が発生する。このように、新たな費用負担が限定的であること及び上記の便益が発生することを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

代替案なし。

（理由）

消防法上の消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者の消防機関への届出を努力義務にとどめた場合には、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在や当該物質の性質・数量を十分に把握できず、迅速かつ適切な消防活動の実施が困難となる懸念が生じる。また、当該施設等の所在を把握しない場合、当該物質が爆発し、あるいは有毒ガス等を発生した際に、迅速かつ適切な消防活動を行えないことから、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害が予測されるため、届出を義務づける以外の手段は適当でない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

平成27年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座

長：田村昌三 東京大学名誉教授)において、消防法上の消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書(「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」(平成28年3月))において、「シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」を新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・平成27年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
(http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/kasaikikensei/index.html)

6. レビューを行う時期又は条件

当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。